	⑺　*Streptmyces*属細菌	*Streptmyces*属細菌（*S. avermitilis*、*S. coelicolor*［*S. violaceoruber*として分類される*S. coelicolor* A3⑵株を含む。］、*S. lividans*、*S. parvulus*、*S. griseus*及び*S. kasugaensis*に限る。）を宿主とし、SCP2、SLP1.2、pIJ101、アクチノファージφC31の核酸又はこれらの誘導体をベクターとするもの
	⑻　*Neurospora crassa*	*Neurospora crassa*のイノシトール要求性株、分生子離脱変異株又は易水溶性変異株を宿主とし、これらの宿主のプラスミドをベクターとするもの
	⑼　*Pichia pastoris*	*Pichia pastoris*を宿主とし、この宿主のプラスミドをベクターとするもの
	⑽　*Schizosaccharomyces pombe*	*Schizosaccharomyces pombe*を宿主とし、この宿主のプラスミドをベクターとするもの
	⑾　*Escherichia coli* B株及び誘導体	*Escherichia coli* B株又はこの誘導体を宿主とし、プラスミド又はバクテリオファージの核酸であって、接合等により宿主以外の細菌に伝達されないものをベクターとするもの
2　B２	⑴　ＥＫ２	*Escherichia coli* K12株又はこの誘導体のうち、遺伝的欠陥を持つため特殊な培養条件下以外での生存率が極めて低い株を宿主とし、プラスミド又はバクテリオファージの核酸であって接合等により宿主以外の細菌に伝達されないもののうち、宿主への依存性が特に高く、他の細胞への伝達性が極めて低いものをベクターとするものであって、ベクターが移入された宿主の数が特殊な培養条件下以外において24時間経過後１億分の１以下になるものとして次に掲げるもの イ　χ1776を宿主とし、pSC101、pMB9、pBR313、pBR322、pBR325、pBR327、pDH24、pGL101、pHB1、YIp1、YEp2、YEp4、YIp5、YEp6、YRp7、YEp20、YEp21、YEp24、YIp25、YIp26、YIp27、YIp28、YIp29、YIp30、YIp31、YIp32又はYIp33をベクターとするもの ロ　DP50supF株、χ2447株又はχ2281株を宿主とし、λgtWESλB、λgtALOλB、Charon3A、Charon4A、Charon16A、Charon21A、Charon23A又はCharon24Aをベクターとするもの ハ　K12株を宿主とし、λgtZJvirλBをベクターとするもの ニ　DP50株を宿主とし、Charon3A、Charon4A、Charon16A、Charon23A又はCharon24Aをベクターとするもの
	⑵　ＳＣ２	*Saccharomyces cerevisiae*のste-VC9変異株、SHY1、SHY2、SHY3又はSHY4を宿主とし、YIp1、YEp2、YEp4、YIp5、YEp6、YRp7、YEp20、YEp21、YEp24、YIp25、YIp26、YIp27、YIp28、YIp29、YIp30、YIp31、YIp32又はYIp33をベクターとするもの
	⑶　ＢＳ２	*Bacillus subtilis*のASB298株を宿主とし、pUB110、pC194、pS194、pSA2100、pE194、pT127、pUB112、pC221又はpAB124をベクターとするもの

別表第１を次のように改める。

別表第２（第２条関係）

区　分	微　生　物　等
１　省令第三条の表第一号の文部科学大臣が定める微生物等	⑴　原核生物及び真菌のうち、次項⑴及び３の項⑴に掲げるもの以外のもの（哺乳動物等（省令第三条の表第一号に規定する「哺乳動物等」をいう。以下同じ。）に対する病原性がないものに限る。）
	⑵　原虫のうち、次項⑶に掲げるもの以外のもの（哺乳動物等に対する病原性がないものに限る。）
	⑶　寄生虫のうち、次項⑷に掲げるもの以外のもの（哺乳動物等に対する病原性がないものに限る。）
	⑷　ウイルス及びウイロイドのうち、イ、ロ及びハに掲げるもの イ　原核生物を自然宿主（自然界でウイルスが感染し得る生物をいう。以下同じ。）とするウイルス（哺乳動物等に対する病原性を、原核生物に持たせないものに限る。） ロ　真核生物を自然宿主とするウイルス及びウイロイドのうち、次項⑵、３の項⑵及び４の項に掲げるもの以外のもの（哺乳動物等に対する病原性がないものに限る。） ハ　次項⑵、３の項⑵及び４の項に掲げるもの（Rinderpest virus及びVaccinia virusを除く。）の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第１項（同法第83条第１項において適用する場合を含む。）の規定により承認を受けた生ワクチン株（以下「承認生ワクチン株」という。）
２　省令第三条の表第二号の文部科学大臣が定める微生物等	⑴　原核生物及び真菌のうち、次に掲げるもの *Actinobacillus capsulatus* *Actinobacillus equuli* *Actinobacillus lignieresii* *Actinobacillus ureae*（別名*Pasteurella ureae*） *Actinobacillus pleuropneumoniae* *Actinobacillus suis* *Actinomadura madurae* *Actinomadura pelletieri* *Actinomyces bovis* *Actinomyces israelii* *Actinomyces viscosus* *Aeromonas veronii* *Aeromonas hydrophila* *Aeromonas sobria* *Anaplasma bovis* *Anaplasma marginale* *Anaplasma ovis* *Anaplasma phagocytophilum* *Arcanobacterium pyogenes*（別名*Actinomyces pyogenes*） *Aspergillus flavus*（毒素産生株に限る。） *Aspergillus fumigatus*